自動車リサイクル法の概要

使用済自動車の適正な処理に向けて

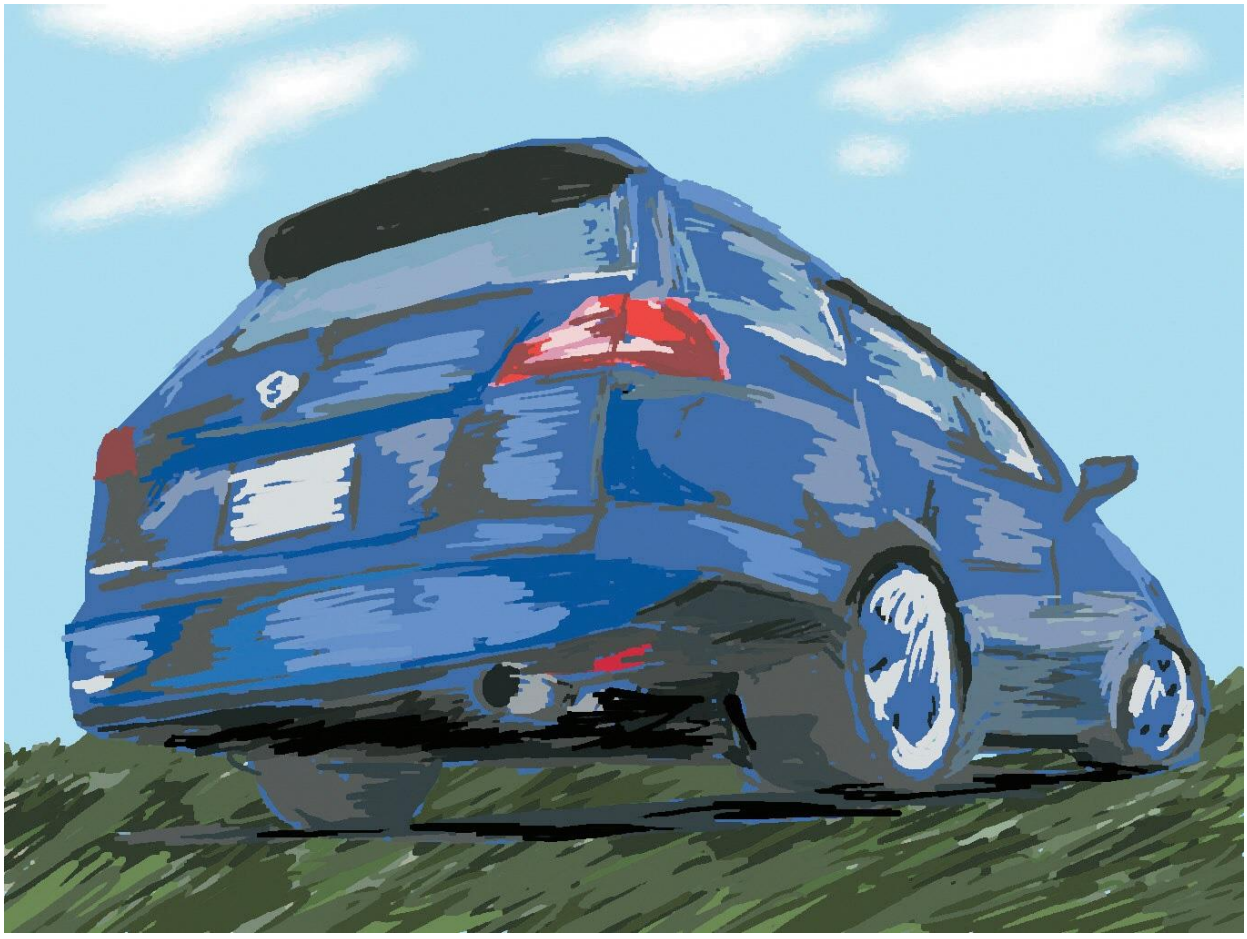

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

平成 29 年 11 月

はじめに

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）（以下「自動車リサイクル法」という。）は、平成１７年１月に本格施行され、使用済自動車のリサイクルや適正処理を一層推進するため、関係者の役割分担と責務を明確にした法律です。

この法律は、自動車所有者にリサイクル料金の預託義務、関連事業者等に使用済自動車の電子マニフェストによる移動報告義務、引取・引渡義務及び再資源化義務を定めており、そのことにより、不法投棄の防止や最終埋立処分量の極小化を図ることを狙いとしています。

本冊子は、自動車リサイクル法の概要をまとめたものです。

もくじ

自動車リサイクル法における用語の定義 …… 1
自動車リサイクル法の概要と関連事業者の役割 …… 3
関連事業者の登録・許可 …… 9
リサイクルに必要な費用について …… 15
電子マニフェスト（移動報告）制度 …… 17
廃棄物処理法との関係 …… 19
法施行前に引き取られた使用済自動車の取扱い …… 23
自動車重量税還付制度 …… 24
問い合わせ先 …… 25

自動車リサイクル法における用語の定義

以下関連する法律等の条項については、
　使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）を　「法」
　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令を　「政令」
　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則を　「主務省令」
　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を「フロン類法」
とします。

１　自動車【法第２条第１項】
　「自動車」とは、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第２項に規定する自動車（次に掲げるものを除きます。）をいいます。
　トラック・バスなどの大型車、ナンバープレートの付いていない構内車も含みます。

〔法に定める「自動車」から除かれるもの〕
・被けん引車　・二輪のもの（側車付きのものを含む）
・大型特殊自動車及び小型特殊自動車　・農業用機械又は林業用機械に該当する自動車
・走行装置としてカタピラ及びソリを有する自動車　・競走用自動車
・自衛隊の使用する装甲車両　・ホイール式高所作業車　・無人搬送車　・構内けん引車
・走行台車　・重ダンプトラック　・ドリルジャンボ　・コンクリート吹付機
・非屈折式ロードヒータ　・ゴルフカー　・遊戯用自動車

２　使用済自動車【第２条第２項】
　「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

３　解体自動車【法第２条第３項】
　「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

４　特定再資源化物品及び特定再資源化等物品【法第２条第４項】
　「特定再資源化物品」とは、自動車破砕残さ及び指定回収物品をいい、「特定再資源化等物品」とは、特定再資源化物品及びフロン類をいいます。

５　自動車破砕残さ【法第２条第５項】
　「自動車破砕残さ」とは、解体自動車を破砕し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

６　指定回収物品【法第２条第６項】
　「指定回収物品」とは、エアバッグその他衝突の際の人の安全を確保するための装置に使用するガス発生器をいいます。

７　フロン類【法第２条第７項】
　「フロン類」とは、フロン類法第２条第１項に規定するフロン類をいいます。

８　特定エアコンディショナー【法第２条第８項】
　「特定エアコンディショナー」とは、自動車に登載されているエアコンディショナー（車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいいます。

９　再資源化【法第２条第９項】

「再資源化」とは、次に掲げる行為をいいます。

⑴ 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にする行為。

⑵ 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にする行為。

10　再資源化等【法第２条第１０項】

「再資源化等」とは、再資源化及びフロン類の破壊（フロン類法第６９条第４項の規定による破壊をいう。以下同じ。）をいいます。

11　引取業及び引取業者【法第２条第１１項】

「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて法第４２条第１項の登録を受けた者をいいます。

12　フロン類回収業及びフロン類回収業者【法第２条第１２項】

「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて法第５３条第１項の登録を受けた者をいいます。

13　解体業及び解体業者【法第２条第１３項】

「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて法第６０条第１項の許可を受けた者をいいます。

14　破砕業及び破砕業者【法第２条第１４項】

「破砕業」とは、解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮、せん断の破砕の前処理をいう。）を行う事業をいい、「破砕業者」とは、破砕業を行うことについて法第６７条第１項の許可を受けた者をいいます。

15　製造等【法第２条第１５項】

「製造等」とは、次に掲げる行為をいいます。

⑴ 自動車を製造する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

⑵ 自動車を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

⑶ ⑴⑵に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

16　自動車製造業者等【法第２条第１６項】

「自動車製造業者等」とは、自動車の製造等を業として行う者をいいます。

17　関連事業者【法第２条第１７項】

「関連事業者」とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者をいいます。

自動車リサイクル法の概要と関連事業者の役割

自動車リサイクル法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者）による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

【法第１条】

使用済自動車のリサイクル・適正処理の流れ

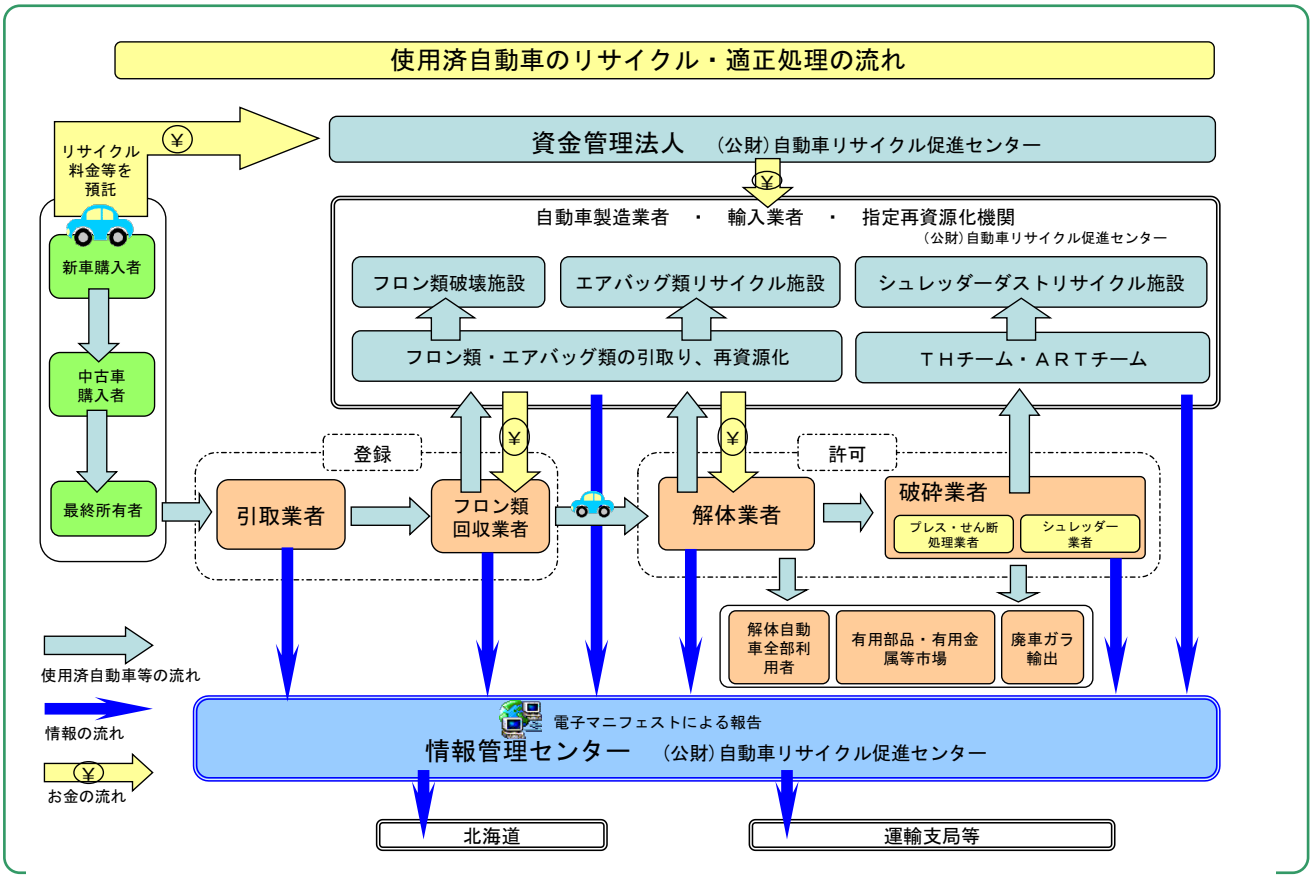

所有者の引渡義務

自動車の所有者は、その自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に引き渡さなければなりません。

【法第８条】

ポイント 所有者が自動車を引き渡す際には、「使用済自動車」なのか、「中古車」なのかを明確にする必要があります。

使用済自動車として引き渡した場合には、道路運送車両法に基づく抹消登録等を行う必要があり、また、自動車重量税の還付を受けることが可能となります。

使用済自動車を引き渡した際、引取業者は、最終所有者に対して「引取証明書」を交付することが義務づけられており、中古車として下取る場合は、リサイクル料金に関する授受が発生することになります（１６頁参照）ので、引き渡しの際には確認が必要です。

関連事業者の責務

関連事業者は、使用済自動車等の引取り、引渡しに際して、その都度移動報告を行わなければなりません。（１７頁参照）　【法第８１条】
その他、関連事業者には、それぞれの役割分担が明確にされています。

引取業者

【引取義務】　引取業者は、最終所有者から自動車を引き取る場合、最終所有者に対し当該自動車が中古車であるか使用済自動車であるかの区別を明確にした上で引き取る義務があります。
この場合、中古車であるか使用済自動車であるかは、一義的には最終所有者の意思に基づき決定されます。

引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車について、リサイクル料金が預託されているかどうかを確認し、正当な理由がある場合（５頁参照）を除き、その引取りを求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければなりません。　【法第９条】

リサイクル料金が預託されていない自動車が使用済自動車として排出される場合、リサイクル料金を支払う義務のある者は、当該自動車の最終所有者になります。この場合、引取業者は、最終所有者に対して、リサイクル料金を支払う必要があることを告知しなければなりません。
【法第９条第２項】

使用済自動車の引取りを行ったときは、最終所有者に引取りの書面（引取証明書）を交付しなければなりません。　【法第８０条】

また、使用済自動車として引取りを行った場合、以降当該自動車を中古車として取り扱うことはできません。

冷蔵・冷凍車のバンボデーやタンクローリのタンク等多くの架装物部分が法の対象外とされています。対象外となる架装物部分については、リサイクル料金に含まれていません。
架装物を搭載した使用済自動車の引取りを行うにあたっては、それぞれの架装物について法の対象か、対象外かの判別が必要となります。
また、対象となる架装物であっても、リサイクル料金に含まれていない場合もありますので注意が必要です。
対象外の架装物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく処理が必要です。（６頁下参照）

【引渡義務】　引き取った使用済自動車は、速やかに、当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に引き渡さなければなりません。　【法第１０条】

◎使用済自動車の引取りを拒める正当な理由

① 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合）
② 使用済自動車に異物が混入している場合
（他のゴミが詰められている場合）
③ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合など、自社の車両保管能力を照らし合わせ適正な保管が困難である場合）
④ 使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合
（例えば、引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合など）
⑤ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれます。その他例えば、盗難車と分かっていての引取りなど）

【主務省令第４条】

※フロン類回収業者、解体業者、破砕業者における引取を拒める正当な理由に準用します。
破砕業者においては、「使用済自動車」を「解体自動車」に読み替えます。

フロン類回収業者

【引取義務】　フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければなりません。　【法第１１条】

【フロン類の回収義務】　使用済自動車を引き取ったときは、フロン類の回収に関する基準に従い、当該使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類を回収しなければなりません。　【法第１２条】

◎フロン類の回収に関する基準

① 使用済自動車の特定エアコンディショナーの冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間が経過した後、次の表の左欄に掲げるフロン類の充てん量に応じ、右欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

フロン類の充てん量	圧力
２kg未満	０．１　ＭＰａ
２kg以上	０．０９ＭＰａ

② フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

【主務省令第６条】

ポイント　十分な知見を有する者とは
例えば、フロン類回収協議会等が実施する技術講習会合格者、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者等です。

【フロン類の引渡義務】　フロン類を回収したときは、自ら当該フロン類の再利用をする場合を除き、自動車製造業者等に当該フロン類を引き渡さなければなりません。
　引き渡すときは、フロン類の運搬に関する基準に従い運搬しなければなりません。
【法第１３条】

◎フロン類の運搬に関する基準
①　回収したフロン類の移充てんをみだりに行わないこと。
②　フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。　【主務省令第７条】

【引渡義務】　フロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡さなければなりません。　【法第１４条】

解体業者

【引取義務】　解体業者は、引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければなりません。
【法第１５条】

【再資源化実施義務】　使用済自動車を引き取ったときは、再資源化基準に従い、適切な解体をしなければならないとともに、エアバッグ類を回収し、自動車製造業者等に引き渡さなければなりません。　【法第１６条】

◎再資源化に関する基準〔解体業者により適正に回収されるべきもの〕

　使用済自動車の解体を行う場合、次の品目を回収し、可能な範囲で再資源化する必要があります。また、可能な範囲で部品、材料など有用なものを回収し再利用する必要があります。
【法第１６条】【主務省令第９条】

エアバッグ類

タイヤ
（スペアタイヤも含む）

鉛蓄電池
など

蛍光灯
（大型バス等の室内照明用）

廃油・廃液

留意事項

再資源化ができないものは、産業廃棄物として適正な処理を行う必要があります。
処理を行う場合は、次の点に注意しなければなりません。
①　収集運搬や処分を委託する事業者が産業廃棄物の許可業者であること。
②　許可業者と廃棄物処理法に基づく委託契約を締結すること。
③　排出事業者として、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付し、適切に管理すること。

使用済自動車のリサイクル状況

自動車のリサイクル率は90%を超えました。

法の対象物品（リサイクル料金で処理）

●シュレッダーダスト
　ウレタン・繊維　→　熱エネルギーとしてリサイクル
　ガラス等　→　舗装材などにリサイクル
●エアバッグ類
　安全に適正処理
　金属部分　→　資源としてリサイクル
●フロン類　→　無害化

●中古部品として利用（例）
　エンジン ・ トランスミッション ・バンパー 等
●原材料として利用（例）
　ボディ → 鉄
　タイヤ → 燃料
　ウィンドウ → グラスウールなど
　サスペンション → 鉄･アルミ

《　エアバッグ類の車上作動処理　》

エアバッグ類を取り外し、これを自動車製造業者等に引き渡せば、安全にリサイクルされることとなりますが、この他に、解体業者が行う車上作動処理があります。

車上作動処理とは、エアバッグ類を使用済自動車に装着したままの状態で電気信号を送ることで、そのまま作動（爆発）させ、その場で無害化処理をするものです。

車上作動は大きな作動音を伴うものであり、周辺環境によっては車上作動が困難な場合があるため自動車製造業者等との間に委託契約がある場合のみ、車上作動処理が可能な仕組みとなっています。

【引渡義務】　引き取った使用済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者又は破砕業者に当該使用済自動車に係る解体自動車を引き渡さなければなりません。　【法第１６条】

ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、この限りではありません。

解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面をその引渡しの日から５年間保存しなければなりません。　【主務省令第１１条】

《　解体自動車の全部利用と全部再資源化　》

破砕事業者を経ずに、解体自動車（廃車ガラ）をプレス機で押しつぶし、そのまま電炉等に鉄鋼の原料として投入する方法や、解体自動車の全部を製品の原材料として利用するものとして輸出する方法を解体自動車全部利用といいます。【主務省令第１０条】

また、ＡＳＲを生じさせない方法での再資源化を全部再資源化といい、自動車製造業者等が、主務大臣による全部再資源化認定を受けることも可能となっています。【法第３１条】

認定を受けた自動車製造業者等は、全部再資源化事業者（解体事業者、プレス・せん断処理業者）に、リサイクル料金からその費用を支払うことができる制度です。

〔全部再資源化〕

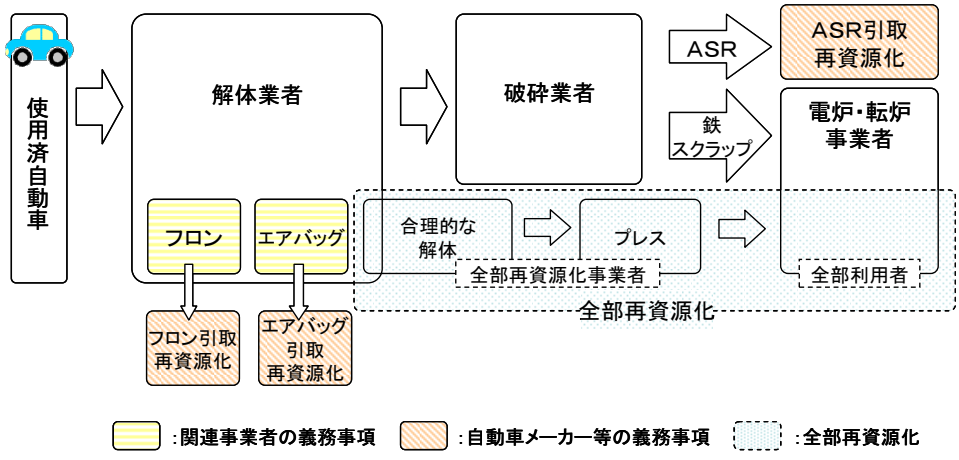

破砕業者

【引取義務】　破砕業者は、解体業者及び他の破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者に限る。）から、解体自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければなりません。　【法第１７条】

【再資源化実施義務】　破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければなりません。　【法第１８条】

◎破砕業者による再資源化に関する基準
① 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
② 自動車破砕物に異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行うこと。　【主務省令第１６条】

【引渡義務】
破砕業者は、破砕を行ったときは、特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に自動車破砕残さ（以下「シュレッダーダスト」という。）を引き渡さなければなりません。

破砕業者は、破砕前処理を行ったときは、自らその解体自動車の破砕を行う場合を除き、他の破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者を除く。）に当該解体自動車を引き渡さなければなりません。
また、引き取った解体自動車の破砕及び破砕前処理を自ら行わないときは、速やかに、他の破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者を除く。）に当該解体自動車を引き渡さなければなりません。
ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、この限りではありません。　【法第１８条】

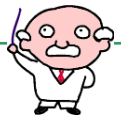

シュレッダーダストのリサイクル

破砕業者で発生したシュレッダーダストについては、自動車メーカー・輸入業者が２チームに分かれてリサイクル・適正処理を実施します。
シュレッダーダストのリサイクルは、燃料代替＋金属原料化、熱回収＋金属原料化、ガス利用＋金属原料化等が代表的です。
リサイクル率の向上目標は再資源化基準で定められています。
2005～2009 年度：30%　2010～2014 年度：50%　2015 年度以降：70%

《 適正処理の２チーム 》
ＡＲＴチーム：　いすゞ自動車、ジャガー・ランドローバー・ジャパン、スズキ、日産自動車、ボルボ・カー・ジャパン、マツダ、三菱自動車工業、三菱ふそうトラック・バス、メルセデス・ベンツ日本
ＴＨチーム　：　ダイハツ工業、トヨタ自動車、日野自動車、本田技研工業、アウディジャパン、ビー・エム・ダブリュー、フォルクスワーゲングループジャパン、プジョー・シエトロン・ジャポン

関連事業者の登録・許可

関連事業者は、事業所を所管する都道府県知事又は保健所設置市（以下「都道府県知事等」という。）の登録・許可が必要です。

・引取業者・フロン類回収業者 …… 都道府県知事等の登録が必要
・解体業者・破砕業者 …… 都道府県知事等の許可が必要

登録・許可は、５年ごとの更新となります。

また、登録・許可を有する事業者への引渡しやリサイクル等の各種行為義務を遵守しない関連事業者については、都道府県知事等の指導、勧告、命令により是正。悪質な事業者は登録・許可の取消や罰則を課されることになります。

引取業者

自動車所有者から使用済自動車を引き取る業者は、引取業者として都道府県知事等に登録することが必要です。登録がない事業者は使用済自動車を引き取ることはできません。 【法第４２条】

引取業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に必要な事項を記載した標識を掲げる必要があり、引取業者としての各種行為義務（４頁参照）を遵守しなければなりません。

【引取業者の登録の基準】

〇使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているか確認するための適切な方法を記載した書類を有すること又は、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうか確認できる体制を有すること

〇欠格要件に該当しないこと（１３頁参照）

Q 有償で引き取る場合でも、引取業者の登録は必要なの？

使用済自動車を引き取る場合は、有価であるとか、逆有償※であるかは関係なく全て登録が必要です。

なお、使用済自動車としてではなく、中古車として車を下取るのであれば、登録は不要です。

登録をせずに使用済自動車を引き取った場合には、法違反となり罰則が課せられます。（１４頁参照）

また、法の対象自動車以外の自動車やその他の廃棄物を引き取る場合には、廃棄物処理法上の業の許可を有する必要があります。

※「売却代金 ＜ 負担する輸送費用」となる場合

フロン類回収業者

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、フロン類回収業者として都道府県知事等に登録することが必要です。 【法第５３条】

フロン類回収業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に必要な事項を記載した標識を掲げる必要があり、フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡すなど、フロン類回収業者としての各種行為義務（５～６頁参照）を遵守しなければなりません。

【フロン類回収業者の登録の基準】
〇使用済自動車の引取りにあたっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること
〇申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収するフロン類の種類に対応したものであること
〇欠格要件に該当しないこと（１３頁参照）

解体業者

使用済自動車の解体を行う業者は都道府県知事等の許可を受けることが必要です。【法第６０条】
解体業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に必要な事項を記載した標識を掲げる必要があり、エアバッグ類の回収など、解体業者としての各種行為義務（６～７頁参照）を遵守しなければなりません。

【解体業の許可基準】
〇解体業を的確かつ継続して行うに足りる基準に適合すること
①事業の用に供する施設(概要)
・廃油等の流出防止等のため、コンクリート床面、油水分離装置、屋根等の設置を原則とする解体作業場を保有
・囲いがあり範囲が明確な使用済自動車等の保管場所の保有
②申請者の能力
・解体手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること
・事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと
〇欠格要件に該当しないこと（廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可の欠格条件と同様）（１３頁参照）

Q　「解体」の定義は？

使用済自動車から、部品等を外す行為は一義的に解体行為であり、解体業の許可が必要です。自家使用を目的として部品等を外す行為であっても、許可が必要です。

ポイント
例外的に次の場合については、解体行為とみなさないこととされています。
①　カーナビ、カーステレオ等の附属品を取り外す行為
②　中古車輸出時において、コンテナ積載のため、ドアミラー、タイヤを一時的に取り外し、車体と一緒に積載する場合

以上の２例以外は全て解体行為と解されます。

Q　解体業の許可があれば、部品取りだけすることができるの？

部品取りをするには解体業の許可が必要です。許可を受ければ、エアバッグ類の回収等に加え、タイヤ、バッテリー、廃油・廃液等の回収を遵守する義務（６～７頁参照）もあり、部品取りのみを行うことはできません。

破砕業者

解体自動車（廃車ガラ）の破砕又はプレス・せん断（破砕前処理）を行う業者は、破砕業者として都道府県知事等の許可を受けることが必要です。　【法第６７条】

破砕業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に必要な事項を記載した標識を掲げる必要があり、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡すなど、破砕業者としての各種行為義務（８頁参照）を遵守しなければなりません。

【破砕業の許可基準】

〇破砕業を的確かつ継続して行うに足りる基準に適合すること

①事業の用に供する施設（概要）

・囲いがあり範囲が明確な解体自動車の保管場所の保有

・生活環境保全上適正な処理可能な施設の保有
（特に破砕工程については施設許可を有する産業廃棄物処理施設等）

・破砕工程については、汚水の外部への流出防止等のため、コンクリート床面、排水処理施設、屋根等の設置を原則とするシュレッダーダストの保管場所の保有

②申請者の能力

・破砕工程・破砕前処理工程の手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること

・事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと

〇欠格要件に該当しないこと（廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可の欠格条件と同様）
（１３頁参照）

Q 解体業者がプレスを行う場合には、破砕業の許可は必要ですか？

プレスを行う場合には、破砕業（破砕前処理のみ）の許可を取得することが必要です。

ポイント 重機で車の屋根をへこませたり、ゆがみを与えるなど、車体の限られた一部を変形する行為であって、かつ、処分目的ではなく単に収集運搬・保管の効率向上のために行うものについては、破砕業の許可は必要ありません。

Q ニブラ（重機）解体は、どこからが破砕になりますか？

ニブラによる作業で、部品やハーネスを取り外すところまでであれば解体業の範疇ですが、最終的にニブラでボディをつぶして実質的にプレスと同等の工程までを行うのであれば、破砕業（破砕前処理）の業の許可が必要となります。

Q いわゆる「もぎとり解体」は違法なの？

許可解体業者の事業所で、許可解体業者の監督・責任の下で標準作業書に従って行ってください。

また、部品のもぎ取りによる油漏れ、液漏れが発生するおそれがある場合には、解体作業場での作業が必要になります。

ポイント　中古自動車等の輸出時の留意事項について

解体自動車については、法に基づき都道府県知事等の許可を受けた解体業者が、法に定められた再資源化に関する基準に従って解体を行い、解体自動車の全部を製品の原材料として利用するものとして輸出する場合に限り、輸出することが可能となります。

中古自動車として購入し、当該自動車を中古自動車として輸出する場合であっても、部品の取り外し、ハーフカット、ノーズカット及びルーフカット等を行う場合は、同行為を行う時点で既に使用済自動車となっているとして取り扱われます。

これらの行為は、法に規定する解体行為に該当するため、これらの行為を行う者は、法に基づき解体業の許可を有している必要があり、法に則った処理を行わなければなりません。

《例外》
中古車輸出時に、コンテナに積み込む際の幅や高さ制限の問題から、ミラー、タイヤを取り外して、同じコンテナに積んで輸出する場合については、当該ミラー・タイヤの取り外しに限り解体行為とはみなしません。

【　解体された自動車の具体例　】

リアカット自動車

ノーズカット自動車

ルーフカット自動車

車軸・エンジンを外した自動車

◎標識の掲示義務

関連事業者は、事業所ごとに標識を掲げる必要があります。

【必要な掲示事項】

・引取業者　　氏名又は名称、登録番号
・フロン類回収業者　　氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類、登録番号
・解体業者　　氏名又は名称、許可番号
・破砕業者　　氏名又は名称、事業の範囲、許可番号

【標識例】

使用済自動車引取業者

名　　称　株式会社　北海自動車
登録番号　第２００１１〇〇〇〇〇〇号

縦・横２０cm 以上

【主務省令第４９条、第５４条、第５９条、第６５条】

欠格要件

引取業者の欠格要件（法第４５条第１項）

１号　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
２号　この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
３号　法第５１条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
４号　引取業者で法人であるものが法第５１条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しない者
５号　法第５１条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
６号　引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
７号　法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの

フロン類回収業者の欠格要件（法第５６条第１項）

１号　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
２号　この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
３号　法第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
４号　フロン類回収業者で法人であるものが法第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの
５号　法第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
６号　フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
７号　法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの

解体業者・破砕業者の欠格要件（法第６２条第１項第２号）

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
ハ　この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの※１若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条《傷害》、第２０６条《現場助勢》、第２０８条《暴行》、第２０８条の２《危険運転致死傷》、第２２２条《脅迫》若しくは第２４７条《背任》の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者。
ニ　法第６６条（第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しない者を含む。）
ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヘ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
ト　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヘまでのいずれかに該当するもの
チ　法人でその役員又は政令で定める使用人※２のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの
リ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
ヌ　個人で政令で定める使用人※２のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

※１　①大気汚染防止法　②騒音規制法　③海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律　④水質汚濁防止法　⑤悪臭防止法　⑥振動規制法　⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律　⑧ダイオキシン類対策特別措置法　⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
※２　申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの
①　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
②　①に掲げるもののほか、継続的に義務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

Q 解体業と整備業、修理業の違いは？

解体業者は、使用済自動車を扱い、エアバッグ類及びタイヤ、バッテリー、廃油・廃液等を回収することが義務づけられています。

一方、整備業者や修理業者は、使用中の自動車について部品交換、塗装、補修等を行うものです。

解体業の許可がなければ、使用済自動車から部品を取ることはできません。

整備工場で扱っているのは使用中の自動車であり、これを分解し、整備を行う行為は「解体」には該当しません。

しかし、部品を外すことで当該車が使用済自動車となる場合は、その部品を取ろうとする段階で、その車は使用済自動車と判断されるため、解体業の許可が必要となることに留意してください。

Q 依頼を受けて使用済自動車を運搬してもいいの？

法に基づく登録・許可のない者が、最終所有者等から委託を受けて、引取業者や解体業者までの使用済自動車の運搬を行う場合は、廃棄物処理法上の収集運搬業の許可を受けていなければなりません。

罰則について

一度罰則を受けると、欠格要件に該当し、以後、登録業者は２年間、許可業者は５年間、登録又は許可を受けることができません。

法１３７条　3年以下の懲役又は３００万円以下の罰金、又はこの併科			
第１号	・委託基準違反	１２２条１１項、令１８条	・関連事業者が、一般廃棄物である使用済自動車の運搬を他人に委託する場合に、制令で定める基準に従わないこと。
法１３８条　1年以下の懲役又は５０万円以下の罰金			
第１号	・無登録営業	４２条、５３条	・無登録で引取業、フロン類回収業を行うこと。
第２号	・不正登録	４２条、５３条	・不正な手段により登録をうけること。
第３号	・事業停止命令違反	５１条、５８条、６６条、７２条	・関連事業者が行政庁から発動された業務停止命令に従わないこと。
第４号	・無許可営業	６０条、６７条	・無許可で解体業、破砕業を行うこと。
第５号	・不正許可	６０条、６７条	・不正な手段により許可を受けること。
第６号	・無変更許可営業（破砕業）	７０条	・破砕業者が変更許可を受けずにその事業に係る業を行うこと。
法１３９条　５０万円以下の罰金			
第１号	・解体自動車全部利用者へ引渡時の書面保存義務違反	１６条５項、１８条８項	・解体自動車全部利用者へ車両引渡後、その事実を証する書面を５年間保存していないこと。
第２号	・改善命令違反	２０条３項、９０条３項	・関連事業者が行政庁から発動された改善命令に従わないこと。
法１４０条　３０万円以下の罰金			
第２号	・届出義務違反	46条、48条、57条、59条、63条、64条、71条、72条	・関連事業者が届出義務を怠ること。
第３号	・報告義務違反	１３０条	・関連事業者が行政庁から求められた報告をしない、又は虚偽の報告をすること。
第４号	・立入検査拒否妨害忌避	１３１条	・関連事業差が行政庁職員の立入検査に対して拒否、妨害、忌避すること。
法１４３条　１０万円以下の罰金			
第２号	・標識の未掲示	５０条、５９条、６５条、７２条	・関連事業者が事業所に標識を掲示しないこと。

リサイクルに必要な費用について

リサイクル料金等の概要

法におけるリサイクル料金とは、使用済自動車に係るシュレッダーダスト及びエアバッグ類（ガス発生器）の再資源化とフロン類の破壊に必要な行為に関する費用について、自動車の所有者に負担を求めるものです。

また、３品目のリサイクル料金に加えて、使用済自動車等の引取り・引渡し情報の一元管理など情報管理センターによる情報管理業務に関する費用と資金管理法人による資金管理に関する費用についても、それぞれ情報管理料金、資金管理料金として自動車の所有者に負担を求めることとなっています。

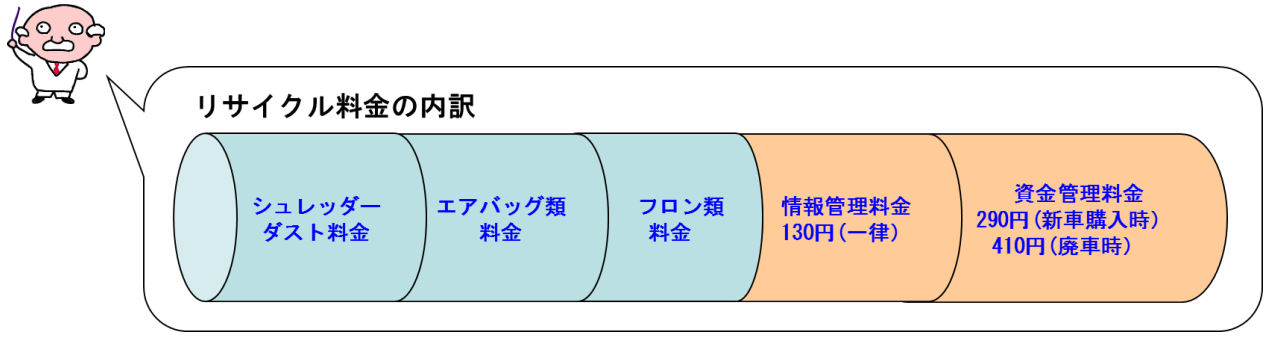

リサイクル料金の金額

リサイクル料金は、自動車ごとのシュレッダーダストの発生見込量、エアバッグ類の個数・取外しやすさ、フロン類がカーエアコンの冷媒として使用されているかどうかといった点や、シュレッダーダスト等のリサイクル体制をどのように整備するかといった点を踏まえて各自動車製造業者等（国内自動車製造業者及び海外自動車製造業者から直接輸入（契約輸入）を実施する事業者）が適正に認定するものです。

このため、各自動車製造業者等及び個別自動車ごとにその値段は異なります。各自動車メーカー等のホームページを参照してください。

リサイクル料金の預託

自動車所有者は、リサイクル料金を資金管理法人（(公財)自動車リサイクル促進センター）に預託することになります。

リサイクル料金は、新車購入時か引取時に預託することになります。

新車購入時預託：　自動車メーカー・輸入業者から出荷される新車のリサイクル料金は、新車購入時に新車ディーラーで収納され、自動車メーカー・輸入業者を経由して資金管理法人に入金されます。

※個人輸入・並行輸入された自動車の新規登録時の預託については、事務処理が異なります。

引取時預託：　未預託で引取業者に持ち込まれた使用済自動車（後付装備分も含む）については、その時点でリサイクル料金の預託が必要になり、郵便局又はコンビニエンスストア等を利用した預託となります。

リサイクル券の発行

リサイクル料金等が預託された場合には、それを証明する預託証明書として「リサイクル券」が発行されます。

リサイクル券には車台番号が記載されており、他の自動車への流用はできません。

中古車として売ったときのリサイクル料金はどうなるの？

リサイクル料金が預託済みの自動車を中古車として転売する際には、次の所有者がリサイクル料金を預託したとみなす必要があることから、次の所有者は、中古車販売価格の中で、中古車本体価格とは別にリサイクル料金の額を負担する必要があります。

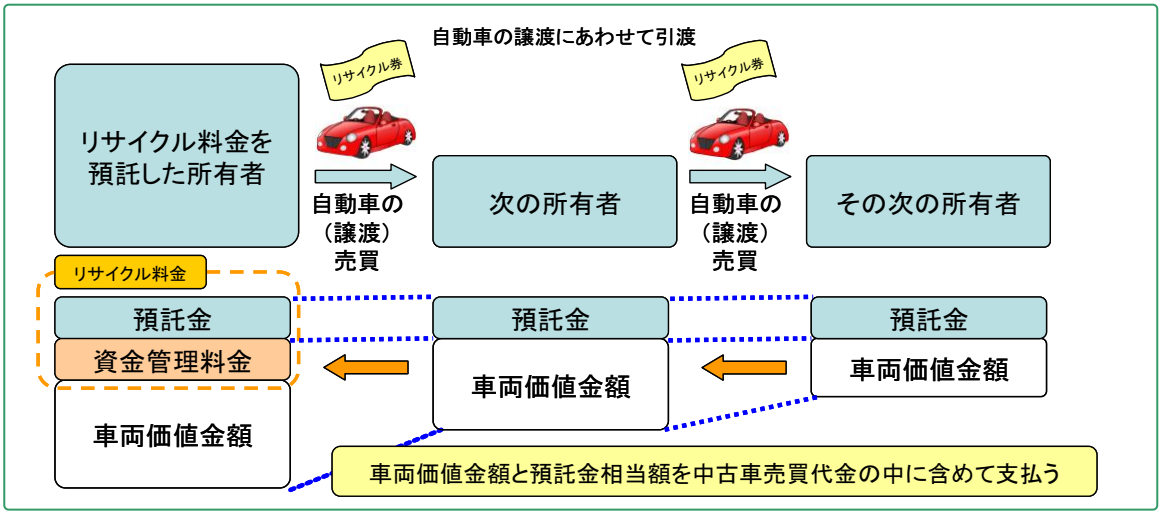

中古車輸出時のリサイクル料金の返還

リサイクル料金等が預託されている自動車を輸出した場合には、当該自動車の所有者はリサイクル料金等（資金管理料金部分を除く）の返還を資金管理法人に請求することができます。

返還請求の際には、申請書の他に、次の添付書類が必要です。

① 適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類
- 輸出許可証の写し（輸出をした自動車の車台番号が記載されているもの）
- 船荷証券の写し（輸出をした自動車の車台番号が記載されているもの）

② 自動車を輸出しようとした時点の自動車の所有者が確認できる書類
- 輸出抹消借り登録証明書（又は輸出予定届出証明書）の写し

携行品扱いでの輸出手続きの場合など上記の書類が整わない場合には、リサイクル料金等は返還されません。

リサイクル料金等の剰余金

輸出中古車につき返還請求がない場合、廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要となった場合等に結果として剰余金の発生が見込まれます。

この剰余金は、資金管理法人が経済産業・環境大臣の承認・許可を受けて、指定再資源化機関による離島対策・不法投棄対策等に利用することが可能な制度となっています。

離島対応

一定の条件を満たす離島地域の市町村が一定の措置を講ずる場合において、当該市町村に対して資金の出えんその他の協力を行います。

不法投棄、野積み対応

廃棄物処理法の措置命令により原因者等の責任を追及の上、自治体が代執行を行った場合当該自治体に対し資金協力を行います。

電子マニフェスト（移動報告）制度

各関連事業者は、使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際には、一定期間内に情報管理センターに報告しなければなりません。【法第８１条】

移動報告のフロー

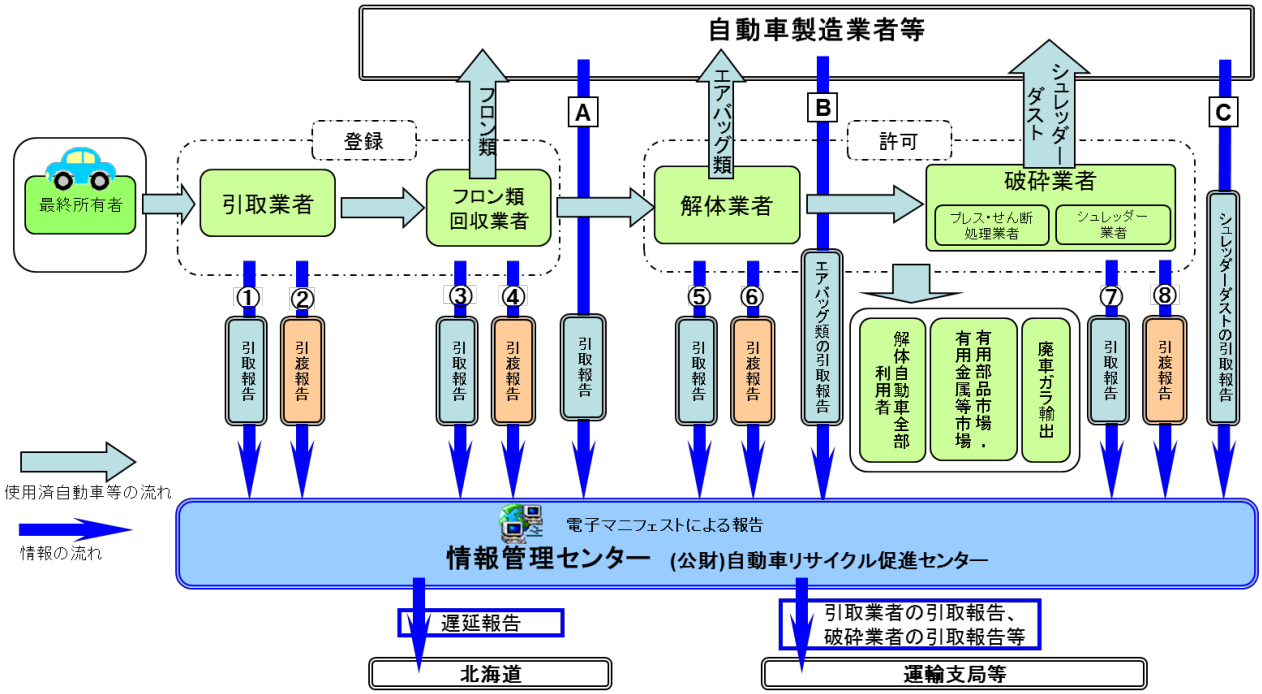

① 引取業者は、リサイクル料金の預託確認を行った後に使用済自動車を引き取ったときは期間内※に情報管理センターへ引取報告をしなければなりません。【主務省令第８３条】
電子マニフェストは、この、引取業者の引取報告を行うことでスタートします。

② 引取業者は、使用済自動車をフロン類回収業者又は解体業者に引き渡したときは、期間内※に情報管理センターへ引渡報告をしなければなりません。【主務省令第８４条】

③⑤⑦ フロン類回収業者、解体業者、破砕業者は、使用済自動車等を引き取ったときは期間内※に情報管理センターへ引取報告をしなければなりません。
【主務省令第８５条、第８９条、第９２条】

④ フロン類回収業者は、フロン類を自動車製造業者等へ引き渡したとき又は使用済自動車を解体業者へ引き渡したときは、期間内※に情報管理センターへ引渡報告をしなければなりません。
【主務省令第８６条、第８８条】

⑥ 解体業者は、指定回収物品（エアバッグ類）を自動車製造業者等へ引き渡したとき又は使用済自動車又は解体自動車を破砕業者等へ引き渡したときは、期間内※に情報管理センターへ引渡報告をしなければなりません。【主務省令第９０条、第９１条】

⑧ 破砕業者は、シュレッダーダストを自動車製造業者等へ引き渡したとき又は解体自動車を他の破砕業者等へ引き渡したときは、期間内※に情報管理センターへ引渡報告をしなければなりません。
【主務省令第９３条、第９４条】

A B C 自動車製造業者等は、特定再資源化等物品（フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト）を引き取ったときは、期間内※に情報管理センターに報告しなければなりません。
【主務省令第９５条】

※ 報告までの期間は、「引き取った日」又は「引き渡した日」から３日です。

電子マニフェスト制度による報告は、原則としてパソコン等を利用した電子情報で報告を行う制度となっていますが、例外的にＦＡＸを利用した書面の提出が可能です。

確認通知と遅延報告

各関連事業者からの「引取報告」「引渡報告」が一定期間行われなかった場合には、確認通知や遅延報告が情報管理センターから行われます。【法第８８条】

１．確認通知

例えば、「Ａ社が引取報告実施後に引渡報告を行わなかった場合」や、「Ａ社が次の事業者（引渡先Ｂ社）に引渡報告を行ったにも係わらず引渡先Ｂ社が引取報告を行わなかった場合」など、いずれの場合も引渡・引取報告が行われていない旨を情報管理センターはＡ社に通知します。

２．遅延報告

上記１の「確認通知」後に、さらに一定期間経っても報告がない場合、情報管理センターは上記Ａ社の登録・許可権者である都道府県知事等に対して、報告遅延の旨とＡ社の事業者情報・車台番号等を報告します。

３．勧告・命令

都道府県知事等は上記２の「遅延報告」をもとに、必要に応じ、Ａ社に対して適切な措置等を講ずるよう勧告・命令等を行います。【法第９０条】

４．確認通知・遅延報告までの期間

引取り後引渡しまでに要する期間は、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者ごとにそれぞれの作業内容等に応じて違いがあるため、その実態を踏まえて期間を設定しています。

◎確認通知・遅延報告までの期間

引取後引渡実施報告がない場合

	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引取業者	３０日	左記　＋　１０日
フロン類回収業業者 （使用済自動車のみ）	２０日	
解体業者	１２０日	
破砕業者	３０日	

※　引取報告日から起算して計算します。（土日・祝日等も含みます。）

※　フロン類回収業者のフロン類の引渡しについては、再利用の場合もあるため、確認通知、遅延報告の仕組みはありません。

引渡後引取実施報告がない場合

引取実施報告をすべき者	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者	５日	左記　＋　３日
自動車製造業者等		
シュレッダーダスト	５日	左記　＋　３日
エアバッグ類（ガス発生器） フロン類	１５日	左記　＋　３日

※　引渡報告日から起算して計算します。（土日・祝日等も含みます。）

【主務省令第１０６条、第１０８条、第１１０条】

廃棄物処理法との関係

自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係

１．すべて廃棄物とみなします

使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類（以下、「使用済自動車等」という。）は、法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらず、すべて廃棄物とみなし、法に別段の定めがある場合を除き、廃棄物処理法の規定が適用されます。　　【法第１２１条】

２．廃棄物処理法の特例

法の登録・許可業者については、使用済自動車等の運搬・処理にあたって廃棄物処理法の業の許可は不要です。　　【法第１２２条第１項、第２項、第３項】

また、事業所所在地の都道府県知事等の登録・許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能になります。

区分		廃棄物処理法の特例	遵守すべき廃棄物処理法の規制
引取業者		使用済自動車の引取り又は引渡しに係る収集・運搬〔　業の許可不要　〕	○処理基準の遵守 ※収集・運搬・処分に関する基準 ○無許可の受託禁止 ○名義貸しの禁止 ○再委託の禁止
フロン類回収業者			
解体業者		使用済自動車又は解体自動車の収集・運搬・処分 〔使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為に限り業の許可不要〕	
破砕業者	破砕前処理業	解体自動車の収集・運搬・処分 〔解体自動車の再資源化に必要な行為に限り業の許可不要〕	
	破砕業		

ポイント　使用済自動車の解体に伴って生ずる産業廃棄物（廃油、廃液、廃バッテリー等）の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法の委託基準に従って処理しなければなりません。これらの産業廃棄物の処理を委託する場合は、マニフェストを交付しなければなりません。

法の移動報告で対応しない部分については、廃棄物処理法で定める委託契約及びマニフェストの交付が必要となります。（２２頁参照）

廃棄物処理法の許可が必要な例

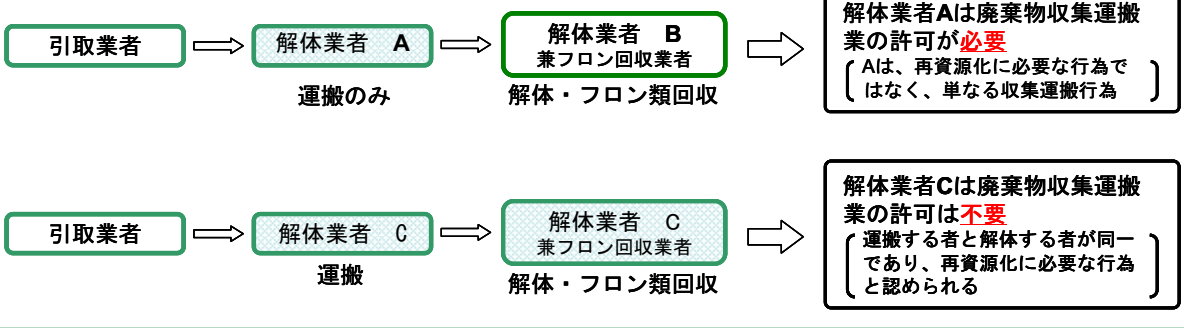

ポイント

◎事業所の設置と登録・許可

札幌市の登録・許可業者★Aが、新たに、道の管轄内で事業所　★A'　を設置する場合

★A'　は、道の登録・許可が必要です。

※道の登録・許可業者が、札幌市、函館市、旭川市、小樽市の管轄内で新たに事業所を設置する場合も、各保健所設置市の登録・許可が必要です。

◎登録・許可と使用済自動車等の収集運搬

登録・許可業者★A、◆Bが、使用済自動車等の収集運搬が可能な地域は、道内一円（札幌市、函館市、旭川市、小樽市を含む。）で可能です。

Q 使用済自動車は一般廃棄物？それとも産業廃棄物？

解体業者に引き渡されるまでは、一般廃棄物と産業廃棄物の使用済自動車、双方が存在することになりますが、解体業者で解体された後の解体自動車以降は産業廃棄物となります。

登録・許可業者は双方を扱うことができ、第三者に運搬を委託する場合にも、廃棄物処理業許可業者の相互乗り入れ規定が有ります。

【法１２３条】

廃棄物処理法の処理基準と自動車リサイクル法

区分	廃棄物処理法の処理基準（概略）	自動車リサイクル法（概略）
収集運搬	○飛散・流出の防止 ○悪臭・騒音・振動による生活環境保全上の支障の防止 ○収集・運搬のための施設による生活環境保全上の支障の防止 ○運搬車・運搬容器等からの飛散・流出・悪臭発散の防止 ○船舶への表示及び書面備付	
積替	○囲い・表示の設置 ○飛散・流出・地下浸透・悪臭発散の防止 ○ねずみ、害虫の発生防止	○囲いの設置、保管場所範囲の明確化 ○底面を鉄筋コンクリートで築造（又は同等以上の効果を有する措置 ○油水分離装置、これに接続した排水溝の設置（解体業） ○ためます、これに接続した排水溝の設置（解体業） ○廃油・廃液の回収装置を有する（解体業） ○屋根、覆いその他、床面に雨水等がかからないようにするための設備を有する ○汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために充分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（破砕業） ○破砕残さ飛散・流出防止の側壁（破砕業）
保管	○囲いの設置（直接加重がかかる場合は堅牢なもの） ○掲示板の設置 ○保管に伴う汚水による公共の水域及び地下水の汚染防止のために必要な排水溝等の設置及び底面を不浸透性の材料で覆う ○保管高さ上限（※） ○保管数量の上限（平均搬出量の７日分）（産廃）	
処分	○飛散・流出の防止 ○悪臭・騒音・振動による生活環境保全上の支障の防止 ○処分のための施設による生活環境保全上の支障の防止 ○環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて環境大臣が定める方法により焼却する ○処分のための保管数量の上限は１日当たり処理能力の１４日分（産廃）	○飛散、流出、騒音、振動による生活環境の保全上の支障の防止（破砕業） ○産業廃棄物処理施設の許可施設を有すること（破砕業）

(産廃)は産業廃棄物関係のみ、(解体業)は解体業者のみ、(破砕業)は破砕業者のみに適用されます。

（※）使用済自動車等の保管高さの制限は次のとおりです。

◎圧縮していないもの　【廃棄物処理法施行規則第１条の６第３号、第４号】

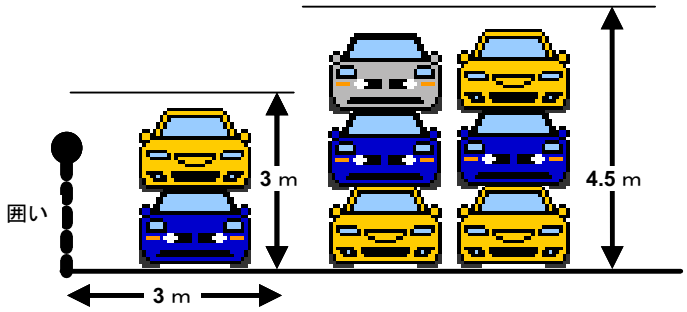

使用済自動車等を保管する場合の数量は、上記積み上げ高さの制限を超えない限りにおいて保管することができる数量です。　【廃棄物処理法施行規則第７条の８第５項】

◎その他の解体自動車などの保管は、廃棄物処理法の基準に基づく必要があります。

【廃棄物処理法施行規則第８条第２号】

例えば、

屋外で容器に入れずに保管するときの積替え及び処分のための保管高さが制限されています。

○　産業廃棄物が囲いに接しない場合　～　囲いの下端から勾配50%（高さ/底辺=1/2の傾き）以下）

○　産業廃棄物が囲いに接する場合　～　囲いの内側２ｍは、囲い高さより50cm以下

２ｍ以内の内側は、２ｍの地点から勾配50%以下

◎囲いが堅牢でない場合

囲いに産業廃棄物が接しないように保管

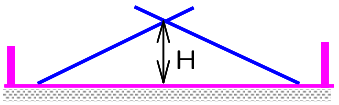

◎囲いが堅牢である場合

構造耐力上安定な囲いであること

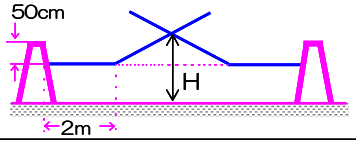

◎囲いを設けない場合

囲いに産業廃棄物が接しないように保管すること。

保管場所の範囲は杭などで明らかにすること。

※　勾配面の傾斜は、50%（1：2.0）以下の勾配であること。

※　保管する産業廃棄物は、50%勾配面以下にすること。

【不適正保管の事例】

廃棄物処理法の委託契約とマニフェスト

法の電子マニフェスト制度で対応しない部分については、廃棄物処理法で定める委託契約及びマニフェストの交付が必要となります。

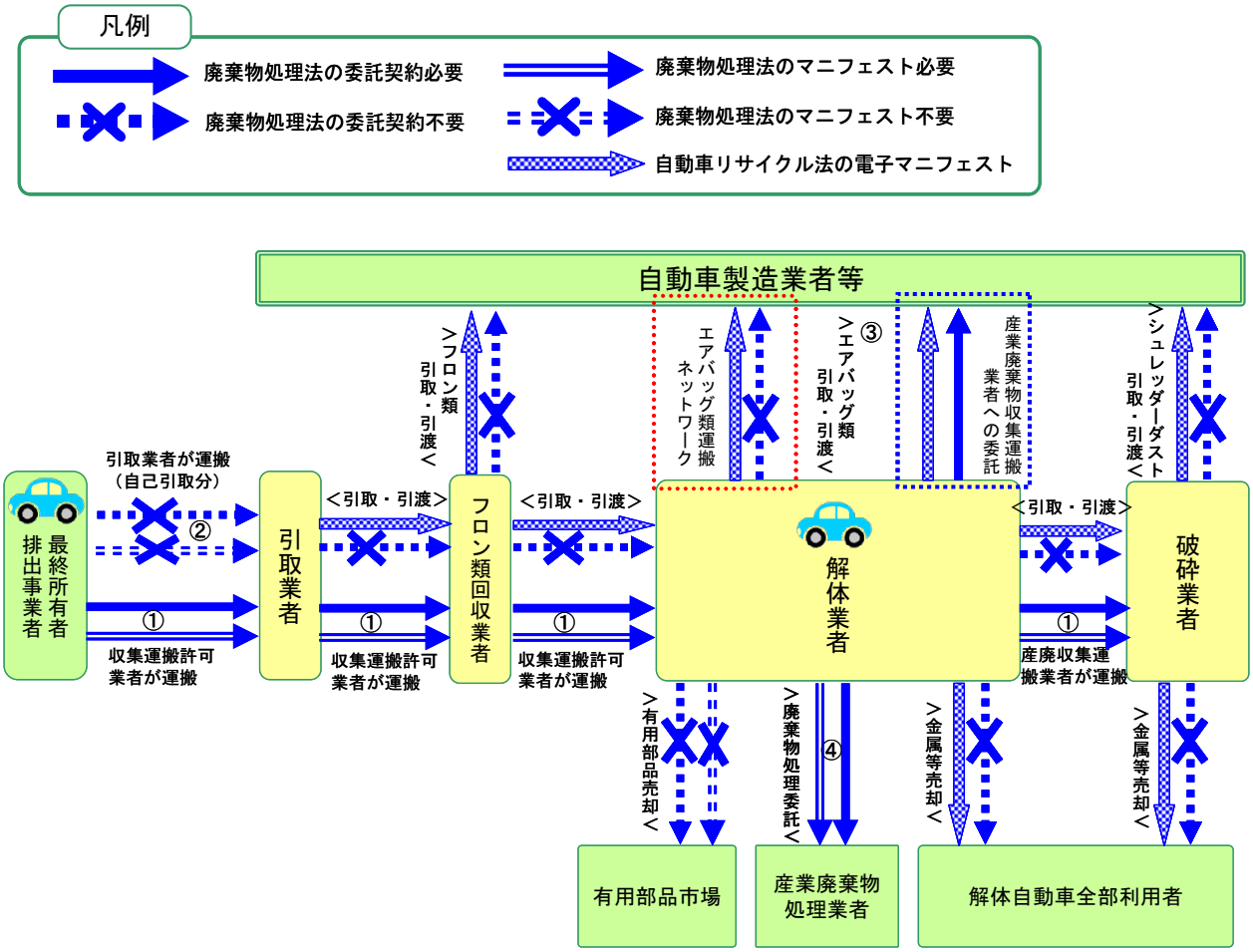

①②　登録・許可業者が自ら行う引取り、引渡しには、委託契約の締結、マニフェストの発行は不要ですが、運搬を委託する場合は、廃棄物処理法の許可をもった収集運搬業者に委託する必要があります。この場合自動車リサイクル法の移動報告（電子マニフェスト）の他に、収集運搬業者との廃棄物処理法に基づく委託契約の締結と廃棄物処理法のマニフェストの交付が必要です。

③　エアバッグ類を自動車製造業者等の指定引取場所までの運搬をエアバッグ類運搬ネットワーク※以外で行う場合は、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託する必要があります。この場合、廃棄物処理法に基づく委託契約を締結する必要はありますが、マニフェストの交付は不要です。（自動車リサイクル法の電子マニフェストで対応します。）

※エアバッグ類を指定引取場所まで運搬する全国規模のネットワーク

④　解体業者・破砕業者から発生した廃棄物の処理は、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に委託する必要があります。この場合、廃棄物処理法に基づく委託契約の締結、マニフェストの交付が必要です。

法施行前に引き取られた使用済自動車の取扱い

既に法施行から１２年が経過しており、法施行前に引き取られた使用済自動車は例外的と考えられます。具体的には、次の表を参照してください。

区分		処理の流れ	必要な書類	違反した場合	
				引取業者	解体・破砕業者
A	H16.12.31までに、中古車として下取りされ、施行後に使用済自動車として処理する車	・自動車リサイクル法に基づき処理 （使用済自動車の引取り、解体等にあたっては、それぞれ自動車リサイクル法の登録・許可が必要） 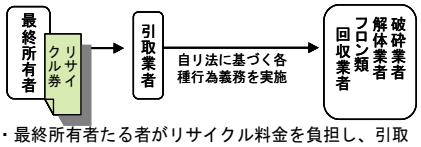 ・最終所有者たる者がリサイクル料金を負担し、引取業者に引渡す。 ・移動報告の実施、再資源化基準の遵守等が必要	特に必要なし	◎登録を受けていない場合は、無登録営業 ◎登録業者が行為義務を果たさない場合には、自治体からの指導・命令・登録の取消し等	◎許可を受けていない場合は、無許可営業 ◎許可業者が行為義務を果たさない場合には、自治体からの指導・命令・登録の取消し等 ◎自ら違反していない場合でも、引取業者の違反行為を受けた場合は、許可の停止又は取消し
B	H16.12.31（自リ法施行）以前に、有価で取引された使用済自動車 ※フロン法関連の手続きはエアコン搭載の自動車のみに適用	・廃棄物処理法及びフロン法に基づき処理 （引取・解体等にあたっては、自動車リサイクル法の登録・許可が必要） 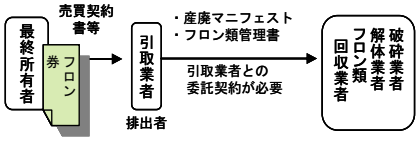 ・自リ法施行時点で当該自動車を保有していた事業者の排出した産業廃棄物とみなし、廃棄物処理法に基づき処理	①施行前に有価で取引されたことを証する書類（日付、車台番号が記載されていることが必要） ・売買契約書 ・廃車引取証 ・古物台帳の写し など ※一時抹消の日付は証明になりません ②フロン類管理書 ③産廃マニフェスト	◎自リ法の登録を受けていない場合は、無登録営業 ◎フロン類管理書の発行等を行わない場合は、フロン法に基づく処分 ◎委託契約の締結、産廃マニフェストの交付等の廃棄物処理法上の業務を履行しない場合は、同法に基づく処分	◎自リ法の解体業・破砕業の許可を受けていない場合は、無許可営業 ◎委託契約の締結、産廃マニフェストの記載等の廃棄物処理法上の義務を履行しない場合は、同法に基づく処分 ◎自らは違反していない場合でも、引取業者の違反行為を助けたときは、廃棄物処理法の許可の停止及び取消
C	H16.12.31（自リ法施行）以前に、無価又は逆有償で取引された使用済自動車 ※フロン法関連の手続きはエアコン搭載の自動車のみに適用	・廃棄物処理法及びフロン法に基づき処理 （引取・解体等にあたっては、自動車リサイクル法の登録・許可が必要） 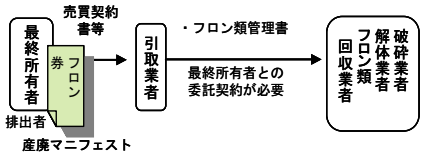 ・最終所有者が排出した産業廃棄物とみなし、廃棄物処理法に基づき処理	①施行前に無価又は逆有償で取引されたことを証する書類（日付、車台番号が記載されていることが必要） ・廃車引取証 ・古物台帳の写し など ※一時抹消の日付は証明になりません ②フロン類管理書 ③産廃マニフェスト	◎自リ法の登録を受けていない場合は、無登録営業 ◎フロン類管理書の発行等を行わない場合は、フロン法に基づく処分 ◎排出事業者との委託契約の締結、産廃マニフェストの記載等の廃棄物処理法上の業務を履行しない場合は、同法に基づく処分	◎自リ法の解体業・破砕業の許可を受けていない場合は、無許可営業 ◎排出事業者との委託契約の締結、産廃マニフェストの記載等の廃棄物処理法上の義務を履行しない場合は、同法に基づく処分 ◎自らは違反していない場合でも、引取業者の違反行為を助けたときは、廃棄物処理法の許可の停止及び取消

※　区分Ｂ，Ｃにおいて必要な書類がそろわない場合は、Ａに従って処理します。
※　最終所有者から、いわゆる「下取り」で引き取った場合はＢに従って処理します。

自動車重量税還付制度

制度の概要

１．還付の対象となる自動車

自動車重量税の還付の対象となる自動車は、車検証の交付を受けている車両のうち、使用済みとなった後に法に基づいてリサイクルされた自動車に限られます。

２．還付の条件

使用済自動車が法に基づき適正に解体され、その解体を事由とする永久抹消登録申請又は解体届出と同時に還付申請が行われた場合に、車検残存期間に対応する自動車重量税額が還付されます。

◎抹消登録制度の概要

平成１７年１月の法の施行と同時に、抹消登録制度が改正されました。

法に基づく適正な解体処理を確認しなければ、登録等の抹消はできません。

詳しくは、最寄りの運輸支局にお尋ねください。

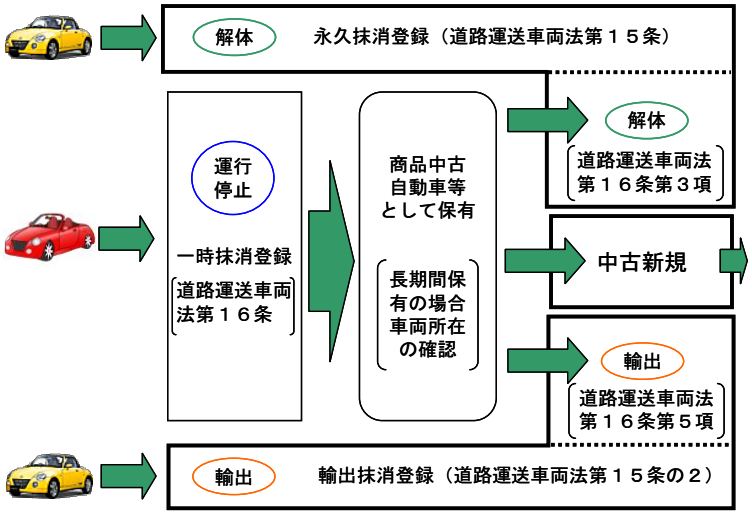

「輸出抹消の場合」や「解体を事由とする永久抹消登録又は解体届出であっても車検残存期間が１ヶ月に満たない場合」は、還付を受けることができませんのでご留意ください。

還付申請は、引取業者からの使用済自動車が解体された旨連絡を受けた後、永久抹消登録申請又は解体届出と同時に申請書に必要となる事項を記載して運輸支局等に提出します。

問い合わせ先

〇制度内容について
住所地等を管轄する国税局消費税課
国税庁ホームページ　　http://www.nta.go.jp/

〇登録自動車に係る申請手続について
最寄りの運輸支局及び自動車検査登録事務所の登録部門
国土交通省自動車交通局ホームページ（自動車検査・登録ガイド）
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000008.html

〇軽自動車に係る申請手続について
最寄りの軽自動車検査協会事務所
軽自動車検査協会ホームページ　　http://www.keikenkyo.or.jp/

問い合わせ先

自動車リサイクル法に関するお問い合わせは、事業所を所管する（総合）振興局又は保健所設置市にお問い合わせください。

【北海道】

問 合 せ 先	住　　所	電話番号
空知総合振興局　（環境生活課）	〒068-8558 岩見沢市８条西５丁目	0126-20-0041
石狩振興局　（環境生活課）	〒060-8558 札幌市中央区北３条西７丁目 道庁別館5階	011-204-5823
後志総合振興局　（環境生活課）	〒044-8588 倶知安町北１条東２丁目	0136-23-1352
胆振総合振興局　（環境生活課）	〒051-8558 室蘭市海岸町１丁目4-1 むろらん広域センタービル	0143-24-9576
日高振興局　（環境生活課）	〒057-8558 浦河町栄丘東通56	0146-22-9253
渡島総合振興局　（環境生活課）	〒041-8558 函館市美原４丁目6-16	0138-47-9437
檜山振興局　（環境生活課）	〒043-8558 江差町字陣屋町336-3	0139-52-6492
上川総合振興局　（環境生活課）	〒079-8610 旭川市永山６条19丁目1-1	0166-46-5921
留萌振興局　（環境生活課）	〒077-8585 留萌市住之江町２丁目1-2	0164-42-8432
宗谷総合振興局　（環境生活課）	〒097-8558 稚内市末広４丁目2-27	0162-33-2921
ｵﾎｰﾂｸ総合振興局　（環境生活課）	〒093-8585 網走市北７条西３丁目	0152-41-0629
十勝総合振興局　（環境生活課）	〒080-8588 帯広市東３条南３丁目	0155-27-8527
釧路総合振興局　（環境生活課）	〒085-8588 釧路市浦見２丁目2-54	0154-43-9153
根室振興局　（環境生活課）	〒087-8588 根室市常盤町３丁目28	0153-23-6821
環境生活部 環境局循環型社会推進課	〒060-8588 札幌市中央区北３条西６丁目	011-204-5199

【保健所設置市】

問 合 せ 先	住　　所	電話番号
札幌市 環境局 環境事業部 事業廃棄物課	〒060-8611 札幌市中央区北１西２	011-211-2927
函館市 環境部 環境対策課	〒040-0022 函館市日乃出町26-2	0138-51-3498
旭川市 環境部 環境指導課	〒070-8525 旭川市６条通９丁目	0166-25-6369
小樽市 生活環境部 ごみ減量推進課	〒047-8660 小樽市花園２丁目12-1	0134-32-4111(内線 323)

【自動車リサイクルシステムに関する問い合わせ】

問 合 せ 先	業務内容	電話番号
自動車リサイクルシステム コンタクトセンター	各種問い合わせ対応窓口 平日 / 8:00～20:00　土日・祝日 / 9:00～18:00	03-5673-7396
自動車リサイクルシステム 事業者情報登録センター	システム登録受付窓口 平日 / 8:00～20:00　土日・祝日 / 休業	03-5673-7403

【自動車ユーザー】

問 合 せ 先	内　　容
自動車リサイクルシステム ホームページ	http://www.jars.gr.jp/ リサイクル料金預託の有無、リサイクル料金額などが閲覧できます。

自動車リサイクル法の概要

平成 20 年 ７月　　初版発行
平成 29 年 11 月　　第２版発行

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課
〒060-8588 札幌市中央区北３条西６丁目
TEL(011)204-5199
FAX(011)232-4970
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/